

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県選挙管理委員会訓令第二号
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令

本庁
地方機関
議会事務局
教育委員会事務局本庁
教育委員会事務局地方機関
学校以外の教育機関
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事湯崎英彦
広島県議会議長林正夫
広島県教育委員会委員長平田克明
広島県選挙管理委員会委員長橋本宗利
広島県人事委員会委員長高升五十雄
広島県代表監査委員職務代理者高橋義則
広島海区漁業調整委員会会長山本正直

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県議会議務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県選挙管理委員会訓令第一号の一部を次の
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令
ように改正する。

第三条中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改める。
第八条中「き損」を「毀損」に改める。

別表知事部局の部を次のように改める。

知事部局									
都市局	土木局	農林水産局	商工労働局	健康福祉局	環境県民局	地域政策局	総務局	危機管理監	会計管理部
土木総務課長		農林水産総務課長	商工労働総務課長	健康福祉総務課長	環境県民総務課長	地域政策課長	総務課長	危機管理課長	会計総務課長

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。